

とうじしゃ いっしょ かんが  
当事者と一緒に考えた

よ  
みんなで読める

かながわけん

とうじしゃ めせん

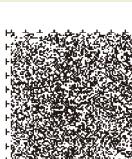
# 神奈川県当事者目線の

しょうがい ふくし すいしん じょうれい

# 障害福祉推進条例

い しゃかい め ざ

～ともに生きる社会を目指して～





# この冊子について

じょうれい とどうふけん しちょうそん たいせつ き  
条例は、都道府県や市町村がつくる大切な決まりです。

かながわけん しょうがい とうじしゃ めんぱー いっしょ かんが だれ  
神奈川県は、障害のある当事者のメンバーと一緒に考えて、誰

よ せいかつ なか  
もがわかりやすく読むことができるよう、できるだけ生活の中

つか か よ かながわけん とうじしゃ めせん  
で使うことばで書いた「みんなで読める神奈川県当事者目線の

しようがい ふくし すいしん じょうれい い しゃかい めざ  
障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」をつくり

ました。

かいていばん いっしょ かんが めんぱー しようがい  
この改訂版は、一緒に考えたメンバーのほか、障害のある

とうじしゃ いけん き じょうれい とく たいせつ つた  
当事者などの意見も聞いて、条例の特に大切なことを伝える

ペーじ ふ  
ページを増やしました。

よ ひとり よ むずか ばあい  
「みんなで読める」には、一人では読むことが難しい場合でも、

しょんしゃ なかも かぞく ひと いっしょ よ  
支援者や仲間や家族など、いろいろな人と一緒に読めるという

いみ  
意味があります。

い しゃかい いっしょ  
「ともに生きる社会」を一緒につくっていきましょう。

かながわけん こうほうぶつ しょう ひらがな か  
神奈川県では、広報物などでは「障がい」と平仮名で書いていますが、

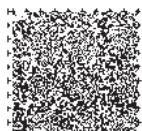
じょうれい しょうがい かんじ か  
条例は「障害」と漢字で書いています。

じょうれい さつし さつし かんじ しょうがい か  
条例についての冊子なので、この冊子でも漢字の「障害」と書いています。

まーく にじげん おんせい こーど  
このマークは、二次元音声コードです。

すまーとふおん とう ゆに ぱいす あぶり よ おんせい よ あ  
スマートフォン等の Uni-Voice アプリで読みこむことで、音声の読み上げができます。

すまーとふおん とう ゆに ぱいす あぶり いんすとーる つか  
スマートフォン等に Uni-Voice アプリをインストールして使ってください。

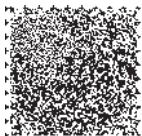


# かながわけん とうじしゃめせん しょうがい ふくしすいしんじょうれい とく たいせつ 1 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例で特に大切なこと

とうじしゃめせん しょうがい ふくし <b>当事者目線の障害福祉とは</b>	2
ばめん ぐ <b>場面①ひとり暮らしをしたい!</b>	4
ばめん みせ い <b>場面②お店に行きたい!</b>	6
しょうがい りゆう さべつ ぎやくたい きんし <b>障害を理由とした差別、虐待などの禁止</b>	8
しょうがい ひと しゃかい さんか <b>障害のある人の社会参加</b>	9

## じょうれい 2条 例

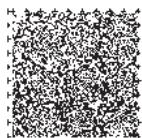
とうじしゃめせん しょうがい ふくしすいしんじょうれい りゆう <b>当事者目線の障害福祉推進条例をつくった理由</b>	12
だい じょう じょうれい もくとき <b>第 1 条 この条例をつくった目的</b>	15
だい じょう とうじしゃめせん しょうがい ふくしすいしんじょうれい で ことば いみ <b>第 2 条 当事者目線の障害福祉推進条例に出てくる言葉の意味</b>	16
だい じょう とうじしゃめせん しょうがい ふくし すす たいせつ かんが かた <b>第 3 条 当事者目線の障害福祉を進めるための大切な考え方</b>	18
だい じょう かながわけん <b>第 4 条 神奈川県がすること</b>	19
だい じょう かながわけん しちょうそん きょうりょく <b>第 5 条 神奈川県が市町村と協力してすること</b>	20
だい じょう けんみん じぎょうしゃ <b>第 6 条 県民や事業者がすること</b>	20
だい じょう しょうがい ふくし さーびす ていきょうじぎょうしゃ <b>第 7 条 障害福祉サービス提供事業者がすること</b>	21
だい じょう きほんてき けいかく <b>第 8 条 基本的な計画をつくること</b>	21
だい じょう きほんてき けいかく ないよう <b>第 9 条 基本的な計画の内容</b>	22
だい じょう いし けってい しえん とく <b>第 10 条 意思決定支援に取り組むこと</b>	25
だい じょう しょうがい ひと けんり まも <b>第 11 条 障害のある人の権利を守ること</b>	26
だい じょう しょうがい りゆう さべつ ぎやくたい きんし <b>第 12 条 障害を理由とする差別、虐待などの禁止</b>	26
だい じょう しょうがい りゆう さべつ そうだん あどばいす <b>第 13 条 障害を理由とする差別についての相談やアドバイス</b>	27



だい じょう しょうがい ひと せいかつ <b>第 14 条 障害のある人の生活しづらいことや困ったことをなくすこと</b>	28
だい じょう ぎやくたい お <b>第 15 条 虐待が起きないようにすること</b>	29
だい じょう ぎやくたい はや み <b>第 16 条 虐待を早く見つけること</b>	29
だい じょう しょうがい ひと かぞく さぽーと <b>第 17 条 障害のある人の家族などへのサポート</b>	30
だい じょう しょうがい ひと かんけい かいぎ しょうがい ひと さんか すす <b>第 18 条 障害のある人に関係する会議に障害のある人の参加を進めること</b>	30
だい じょう びあさぽーと とうじしゃかつどう ほんにんかつどう すす <b>第 19 条 ピアサポートや当事者活動・本人活動などを進めること</b>	31
だい じょう しょうがい ひと しょうがい さぽーと しく <b>第 20 条 障害のある人の生涯のサポートの仕組みをつくること</b>	32
だい じょう こうれいしや こ ふくし しさく きょうりょく と く <b>第 21 条 高齢者や子どもの福祉施策と協力して取り組むこと</b>	32
だい じょう しえん ほうほう じょうほう あつ しら <b>第 22 条 支援の方法の情報を集めたり調べたりすること</b>	33
だい じょう ちいき せいかつ しゃかい さんか すす ば せいび <b>第 23 条 地域生活や社会参加を進めるための場を整備すること</b>	33
だい じょう す おな さーびす う <b>第 24 条 どこに住んでいても同じサービスを受けられるようにすること</b>	34
だい じょう じりつ しえん きょうぎかい かつどう すす <b>第 25 条 自立支援協議会の活動を進めること</b>	34
だい じょう しょうがい ふくし しごと ひと ふ そだ <b>第 26 条 障害福祉の仕事をする人を増やして、育てること</b>	36
だい じょう しさく よさん ようい <b>第 27 条 施策に予算を用意すること</b>	37
<b>ほか き その他の決まり</b>	37

## さんこうしりょう 参考資料

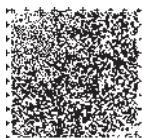
しょうがい ふくし さーびす ていきょうじぎょうしゃ <b>・障害福祉サービス 提供事業者について</b>	38
いっしょ かんが めんぱー <b>一緒に考えたメンバー</b>	40





# 1

か な がわ けん とう じ しゃ め せん  
神 奈 川 県 当 事 者 目 線 の  
しょう がい ふく し すい しん じょう れい  
障 害 福祉 推進 条例 で  
とく たい せつ  
特 に 大 切 な こ と

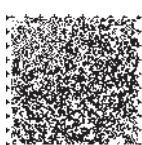


かながわけん とうじしゃ めせん しょうがい ふくし すす  
神奈川県は、当事者目線の障害福祉を進めるために  
かながわけん とうじしゃ めせん しょうがい ふくし すいしん じょうれい  
「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例  
い しゃかい め ざ  
～ともに生きる社会を目指して～」  
をつくりました。

とうじしゃ めせん しょうがい ふくし  
当事者目線の障害福祉とは…

- ・ 障害のある人に**関係するすべての人が、**  
**ほんにん きも かんが**  
**本人の気持ちになって考える**
- ・ **ほんにん のぞ ねが だいじ**  
**本人の望みや願いを大事にする**
- ・ 障害のある人が、**自分の気持ちや考えで、**  
**じぶん ひつよう さ ぱ ー と う かんが**  
**自分に必要なサポートを受けながら暮ら  
せる社会をつくる**

ことです



とうじしゃ めせん しょうがい ふくし すす  
当事者目線の障害福祉を進めるためには、

しょうがい ひと ふ  
障害のある人が、されてうれしいことを増やしていく

しょうがい ひと いや  
障害のある人が、されると嫌なことをなくしていく

だいじ  
ことが大事です。

そのためにはどうしたら良いかを考えるために、二つ  
の場面を例として書きました。

ふた ぱめん  
二つの場面で

これまで

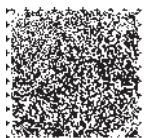
ことば  
の言葉と

とうじしゃ  
めせん  
の  
かんが  
き  
かた  
当事者  
目線の  
考え方

ことば  
の言葉

ちが かんが  
の違いを考えてみましょう

8ページと9ページには、当事者目線の障害福祉を進め  
るために大切な、差別や虐待の禁止と、障害のある人の  
しゃかい さんか すす  
社会参加を進めることについて書いています。





## ばめん 場面① ひとり暮らしをしたい！



しょうがい  
障害のある人  
ひと  
Aさん

ひとり暮らしをしたいな。

これまで

ひとり暮らしなんて、やらなきやいけないこ  
とが多いし、大変だよ！やめた方がいいよ。



しえんしゃ  
支援者  
びー  
Bさん

とうじしゃ めせん  
当事者目線で  
かんが  
考えてみよう

ほんにん きも ひてい う と  
**本人の気持ちを否定しないで、受け止めましょう**

とうじしゃ  
めせん  
当事者  
かんが  
自線の  
考え方

ひとり暮らしがしたいんですね。  
ひとり暮らしするとしたら、  
何か困りそうなことはありますか？



しえんしゃ  
支援者  
びー  
Bさん

しょうがい  
障害のある人  
ひと  
Aさん

りょうり そうじ にがで  
**料理と掃除が苦手かなあ。**

これまで

りょうり そうじ  
料理も掃除もできないんだから、  
ひとり暮らしなんて無理だよ。



しえんしゃ  
支援者  
びー  
Bさん

とうじしゃ めせん  
当事者目線で  
かんが  
考えてみよう

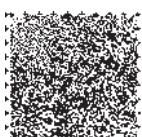
ほんにん にがで  
**本人ができないことや苦手なことがあっても、  
てだす さ ぼーと かんが  
それを手助けするサポートがないか考えてみましょう**

とうじしゃ  
めせん  
当事者  
かんが  
自線の  
考え方

へるぱー さーびす つか りょうり  
**ヘルパーのサービスを使えば、料理  
や掃除をしてもらえますよ。**



しえんしゃ  
支援者  
びー  
Bさん





障害のある人  
Aさん

福祉サービスを使えば、ひとり暮らしできるかなあ。

これまで

そうはいっても大変だよ。グループホームの方が世話人さんもいるし安心だよ。



支援者  
Bさん

当事者目線で  
考えてみよう

「本人のためになる」と考えたとしても  
まずは、本人の気持ちを大切にしましょう

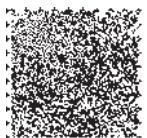
当事者  
自線の  
考え方

実際にひとり暮らしを体験してみて、  
どんなサポートが必要か一緒に考えてみましょう。



支援者  
Bさん

場面①だけではなく、  
すべての場面で、障害のある人の思いや望みを  
大事にしてサポートしていくことが大切です。





## 場面② お店に行きたい！



みせ  
てんいん  
お店の店員  
しーさん

くるま きやく すろーぶ  
車いすのお客さまから「スロープ  
つ を付けてほしい」と言われたよ。

これまで

かね ばしょ せま  
お金もないし、場所も狭いから、  
すろーぶ つ むり  
スロープを付けるのは無理だよ。



みせ  
てんいん  
お店の店員  
でーさん

とうじしゃ めせん  
当事者目線で  
かんが  
考えてみよう

ふたん おお ほか ほうほう かんが  
**負担が大きすぎない他の方法を考えてみましょう**



みせ  
てんいん  
お店の店員  
しーさん

すろーぶ むり いた お  
スロープは無理だけど、板を置くこ  
とでいいか聞いてみよう。



みせ  
てんいん  
お店の店員  
でーさん



とうじしゃ めせん  
当事者目線で  
かんが  
考えてみよう

こま ようす ひと み  
困っている様子の人を見かけたら  
なに こま こえ こえ  
**「何かお困りですか」といった声かけをしてみましょう**

はくじょう しかくしょうがい  
※白杖…視覚障害のある  
ひと も しろ つえ  
人が持つ白い杖のこと



みせ  
てんいん  
お店の店員  
でーさん



なに てつだ  
「何か手伝えることはありますか」  
こえ めにゅー よ  
と声をかけたら、「メニューを読み  
あげて」と言われたよ。



みせ  
てんいん  
お店の店員  
でーさん



みせ  
お店の店員  
でいー<sup>しー</sup>  
Cさん

めにゅー もじ  
メニューが、文字だけで、漢字もある  
なに たの  
から、何を頼んだらいいかわからなく  
こま  
て困っているお客さまがいるね。

これまで

これまで とく ようぼう  
特に要望もないよ。  
だからこのままでいいよ。



みせ  
お店の店員  
でいー<sup>しー</sup>  
Dさん

とうじしゃ めせん  
当事者目線で  
かんが  
考えてみよう

しようがい ひと い  
障害のある人から言われなくとも、  
こま 困っているとわかるときは、生活しづらかったり  
こま 困ったりすることをなくしていきましょう

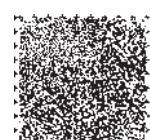
とうじしゃ  
めせん  
当事者  
目線の  
考え方

めにゅー しやしん い  
メニューに写真を入れて、漢字には  
るびふ ルビも振ってみよう。



みせ  
お店の店員  
でいー<sup>しー</sup>  
Dさん

ばめん しようがい ひと せいかつ  
場面②のように障害のある人が生活  
かんが  
しやすくなるように考えてみましょう。  
あたら みせ たてもの  
新しくお店や建物をつくるときなど  
しようがい ひと つか  
には障害のある人が使いづらく  
ちゅうい  
ならないように注意しましょう。



# しょうがい りゆう さべつ ぎやくたい きんし 障害を理由とした差別、虐待などの禁止

しょうがい りゆう さべつ ひと くべつ  
障害があることを理由として障害のない人と区別することや、  
しょうがい ひと つか ばしょ じかん き ひと  
障害のある人の使える場所や時間を決めるなど、障害のない人  
おな たいおう しょうがい りゆう さべつ  
と同じ対応をしないことを「障害を理由とした差別」といいます。



しょうがい りゆう  
障害があることを理由にして、  
みせ りょう か もの ことわ  
お店の利用や買い物などを断ること

たた ほんにん かね かって つか  
からだを叩いたり、本人のお金を勝手に使ったりすることなどを  
ぎやくたい  
「虐待」といいます。

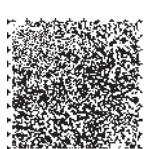


からだを叩いたり、  
たた け 跡つたりすること



ほんにん かね まわり のひと  
本人のお金を、周りの人気が  
ほんにん い かって つか  
本人に言わないで勝手に使うこと

ひと さべつ ぎやくたい  
すべての人は、差別や虐待など、  
しょうがい ひと けんこう けんり  
障害のある人の健康やいのち、権利を  
きず  
傷つけることをしてはいけません。



# しょうがい ひと しゃかい さんか 障害のある人の社会参加

かながわけん しあわせのまち  
神奈川県は、障害のある人が中心になって行っている活動（ピア  
さ ぱーと ほんにんかつどう とうじしゃ かつどう さ ぱーと  
サポート・本人活動・当事者活動など）をサポートします。  
かながわけん しあわせのまち  
また神奈川県の障害のある人の生活に関する会議などに、  
しあわせのまち ひと さんか すす しゃかい さんか すす  
障害のある人の参加を進めるなど、社会参加を進めます。

## ピアサポートとは……

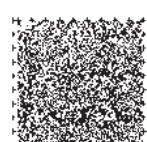
おな なや も なかま どうし たが ささ あ かつどう  
同じ悩みを持っている仲間同士が、お互いに支え合う活動です。

## 本人活動・当事者活動とは……

しあわせのまち ひと ちゅうしん なかま どうし かつどう  
障害のある人が中心になって、仲間同士でいろいろな活動  
おこな  
を行うことです。

れい  
例

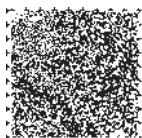
しあわせのまち ふくし せいど  
障害福祉の制度についての  
べんきょうかい す ぱーつ ばーべきゅー  
勉強会や、スポーツやバーベキュー  
よか かつどう  
などの余暇活動をしている  
ぐるーぶ  
グループもあります。





2

じょうれい  
条例



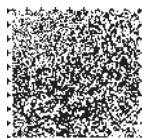
## とうじしゃめせん しょうがいふくしそいしんじょうれい りゆう 当事者目線の障害福祉推進条例をつくった理由

平成28年(2016年)7月26日に、神奈川県立の障害者支援施設津久井やまゆり園で、19名のいのちが奪われる、悲しい事件が起きました。障害のある人や家族だけではなく、みんなが悲しくなり、心配な気持ちになりました。

神奈川県は、津久井やまゆり園事件のような悲しい事件が二度と起きないようにするため、平成28年(2016年)10月に、神奈川県議会と一緒に「ともに生きる社会かながわ憲章」をつくりました。「ともに生きる社会かながわ憲章」は、神奈川県が大切にする考え方です。

神奈川県では、津久井やまゆり園事件のあと、これまでの障害者支援施設(入所施設)の支援のことなどを確認して、障害者支援施設などに入所している人にもっと良い支援ができるか考えてきました。

これまで、施設側が安全を一番大事にするという理由で、入所している人の部屋に鍵をかけて外へ出られないようにするなどの対応があったことが分かりました。



よい支援の方法を考えたところ、障害のある人の気持ちを大切にして、本人がしてほしいと思っている支援をするためには、本人の立場に立つことが大事だと、改めて気付きました。

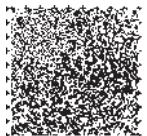
かながわけん 神奈川県は、障害のある人たちと何度も話し合い、思いや望んでいることなどをよく知ろうとしました。

かながわけん 神奈川県は、障害のある人、一人ひとりの心の声に耳を傾けて思いや望みを聞き、本人の立場に立った支援をすることが、障害のある人だけではなく、周りにいる人たちみんなが幸せに生活できる「当事者目線の障害福祉」になると考えました。

かながわけん 神奈川県は、令和3年(2021年)11月に「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発表して、これからは「当事者目線の障害福祉」にしていくと約束しました。

にほん 日本の障害福祉は、昭和56年(1981年)の国際障害者年から、障害のある人みんなが、自立や社会参加ができる社会を目指してきました。そして、障害者基本法が直され、障害者差別解消法などが作られ、平成26年(2014年)に障害者権利条約を守ると日本は約束しました。

しかし、すべての障害のある人が自分らしく暮らせる社会は、まだつくれていません。



神奈川県は、みんなが安心して暮らせる社会を目標に、県民、事業者と神奈川県が協力して取り組める仕組みをつくる必要があると考えました。

神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を進めていくことで「ともに生きる社会かながわ憲章」が目標にしている社会をつくることができる考えました。

そのための大切な決まりとして、神奈川県は「当事者目線の障害福祉推進条例」をつくって、「当事者目線の障害福祉」を進めるための基本的な内容を決めました。

#### 【言葉の説明】

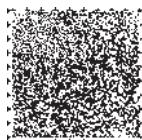
県民 … 神奈川県に住んでいる人のことです。

事業者 … 神奈川県にあるお店や会社のことです。

#### 【言葉の説明】

障害のある人、一人ひとりの心の声に耳を傾けて思いや望みを聞き

… 障害のある人、一人ひとりの気持ちや考え方を受け止めることです。

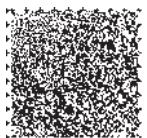


# だい じょう じょうれい もくべき 第1条 この条例をつくった目的

とうじしやめせん しょうがいふくしそいしんじょうれい とうじしやめせん しょうがい  
「当事者目線の障害福祉推進条例」には、「当事者目線の障害  
ふくし すす たいせつ かんが かた か 福祉」を進めるための大切な考え方を書いています。

かながわけん けんみん じぎょうしゃ とうじしや  
神奈川県、県民、事業者がすることをわかりやすくして、「当事者  
めせん しょうがいふくし すす ひつよう か 目線の障害福祉」を進めるために必要なことを書いています。

とうじしやめせん しょうがいふくしそいしんじょうれい しようと しようと  
「当事者目線の障害福祉推進条例」は、障害のある人が障害を  
りゆう さべつ ぎやくたい く だれ 理由とするすべての差別や虐待をされずに暮らすことができて、誰  
もがうれしいと感じられる社会にしていくことを目的にしています。



だいじょうとうじしゃめせんしょうがいふくしすいしんじょうれい  
**第2条 当事者目線の障害福祉推進条例**  
でことばいみ  
**に出てくる言葉の意味**

(1) 「障害」とは、「障害のある人」とは

「障害」とは、障害者基本法に書いてある障害のことです。

「障害のある人」とは、障害者基本法に書いてある障害者のことです。

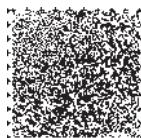
**【言葉の説明】**

障害者基本法 … 障害のある人に関する日本の大切な決まりのことです。

障害者基本法に書いてある「障害」 … 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害も含みます)や、難病などその他の障害のことです。

障害者基本法に書いてある「障害者」 … 障害や社会的障壁があつて、生きにくさを感じている人のことです。

社会的障壁 … 障害のある人の生きにくさの原因となるすべてのことです。



## (2) 「当事者目線の障害福祉」とは

「当事者目線の障害福祉」とは、次のことです。

- ・ 障害のある人に関するすべての人が、本人の気持ちになつて考えることです。
- ・ 本人の望みと願いを大事にすることです。
- ・ 障害のある人が、自分の気持ちや考え方で、自分に必要なサポートを受けながら暮らすことができるような社会をつくることです。

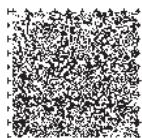
## (3) 「意思決定支援」とは

「意思決定支援」とは、障害のある人の気持ちや考え方を大事にして、生活をしたり、外へ出かけたり、働いたりすることを自分で決められるように周りの人々がサポートすることです。

## (4) 「障害福祉サービス提供事業者」とは

「障害福祉サービス提供事業者」とは、障害のある人が困っていることをサポートする事業所のことです。

障害福祉サービス提供事業者について、38ページに詳しく説明しています。



## だい じょう とうじしゃめせん しょうがいふくし すす 第3条 当事者目線の障害福祉を進める たいせつ かんが かた ための大切な考え方

とうじしゃめせん しょうがいふくし すす  
「当事者目線の障害福祉」を進めるとときは、(1)から(6)に書いて  
あることを大事にします。

(1)すべての県民が、人として大切にされること。

じぶん い かた じぶん き  
自分の生き方を自分で決められること。

じぶん たいせつ かんが かた だいじ  
自分が大切にしている考え方を大事にされること。

(2)障害のある人が、自分のことは自分で決められるようにすること。

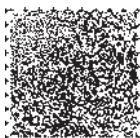
(3)障害のある人が、住みたいと思う場所で、自分らしく暮らすこと  
ができるようにすること。

(4)障害のある人の性別、年齢、障害の様子、生活に合わせて、周り  
の人たちが協力し、本人が活躍できるようにすること。

(5)障害のある人だけではなく、周りの人たちも、うれしいと感じら  
れること。

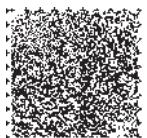
(6)すべての県民が、障害や障害のある人のことをよく理解するこ  
と。

ちいき す ひと たが ささ あ りかい  
地域に住んでいる人がお互いに支え合いながら、社会全体で取  
り組むこと。



## だいじょうかながわけん 第4条 神奈川県がすること

- (1) 神奈川県は、「当事者目線の障害福祉を進めるための大切な考え方」を大事にして、「当事者目線の障害福祉」の取組みを行う責任があります。
- (2) 神奈川県は、市町村や事業者などと協力して、障害や「当事者目線の障害福祉」の内容を知つてもらうための取組みを行います。
- (3) 神奈川県は、県民や事業者などの意見を聞いて、「当事者目線の障害福祉」をより良いものにしていきます。



だい じょう かながわけん しちょうそん きょうりょく  
**第5条 神奈川県が市町村と協力して**  
**すること**

(1) 神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を実現するため、

市町村と協力するように努力します。

(2) 神奈川県は、市町村が「当事者目線の障害福祉」を進めるた

めの計画を立てたり、取組みをしたりするときに、アドバイスなどをします。

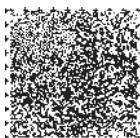
だい じょう けんみん じぎょうしゃ  
**第6条 県民や事業者がすること**

(1) 県民や事業者は、「当事者目線の障害福祉」を進めるための

大切な考え方」を大事にして、「当事者目線の障害福祉」を知って、その取組みに協力するように努力しなければいけません。

(2) 県民や事業者は、「当事者目線の障害福祉」を進めるための

大切な考え方」を大事にして、障害のある人が、社会、経済、文化などのいろいろな活動に参加できるように努力しなければいけません。



## だい じょう しょうがいふくし さーびす すていきょう じぎょうしゃ 第7条 障害福祉サービス提供事業者が すること

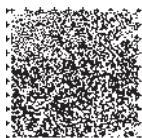
「障害福祉サービス提供事業者」は、「当事者目線の障害福祉を進めるための大切な考え方」を大事にして、地域に住んでいる人たちと協力して、地域の社会資源を使って、「当事者目線の障害福祉」を進めるように努力しなければいけません。

### ことば せつめい 【言葉の説明】

ちいき しゃかいしげん … しょうがいひと ちいき くつか 地域の社会資源 … 障害のある人が、地域で暮らすために、使える  
ばしょ ひと ふく 場所や人を含めたすべてのことです。

## だい じょう きほんてき けいかく 第8条 基本的な計画をつくること

- (1) 神奈川県知事は、「当事者目線の障害福祉」を進めるために、基本的な計画をつくります。
- (2) 神奈川県知事は、1年に1回、「当事者目線の障害福祉」を進めるための基本的な計画がどのくらい進んだか、インターネットなどで伝えます。



## だいじょうきほんてきけいかくないよう 第9条 基本的な計画の内容

とうじしゃめせんしようがいふくしすすきほんてきけいかく「当事者目線の障害福祉」を進めるための基本的な計画として、

(1)から(12)の施策を決めます。

### ことばせつめい 【言葉の説明】

しづくけいかくとりくじっさい  
施策 … 計画や取組みをつくって、実際にすることです。

しづくいのかた  
施策は「せさく」という言い方をすることもあります。

(1) 障害のある人が、自分の生活に合わせたサポートを受けられる

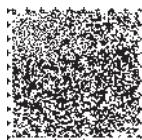
### しづく 施策

ちいきせいかつしかたえら  
地域での生活の仕方を選べるようにするための医療(病院)、  
かいごかいじよふくし  
介護(介助)、福祉などの施策

(2) 障害のある人が困ったときに話を聞いてもらえるようにする

### しづく 施策

しおがいひとこまはなし  
障害のある人の家族や支援者、地域の人たちなどが、障害の  
ひとさぽーと  
ある人をサポートしていく困ったときに話を聞いてもらえるよう  
にする施策



(3) 障害のある子どもが学べるようにする施策

障害のある人が、いつでも学びたいと思ったときに学べるよう  
にする施策

(4) 障害のある子どもが、家の近くで療育などのサポートを受けら

れるようにする施策

【言葉の説明】

療育 … 一人ひとりの子どもが、自分らしい生活を送れるようにサポートする

ことです。

(5) 障害に合わせて働くようにする施策

会社が障害のある人を雇うことを進めていくための施策

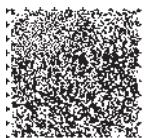
(6) 障害のある人が生活しやすい住宅(住む場所)を用意する施策

(7) 障害のある人が公共の施設(学校や駅や道路など)を使いやす  
くするための施策

障害のある人の移動をしやすくするための施策

(8) 障害のある人が情報を使えるようにする施策

障害のある人に情報を伝えたり、サポートしたりするための  
施策



(9) 障害のある人や障害のある人の生活を支える家族のお金など

の心配を減らすための施策

障害のある人がお金などに困らないようにする施策

(10) 障害のある人が、文化・芸術（音楽や美術やダンスなど）や

スポーツなどの活動に参加しやすくするための施策

(11) 障害のある人が地域で安心して暮らせるようにするための

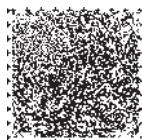
施策

- 地震や大雨（水害）、津波などの被害から守ること
- 障害のある人を傷つけようとする人から守ること
- 障害のある人が騙されてお金を取られないようにすること

など

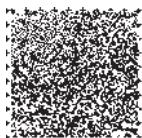
(12) 障害のある人が神奈川県庁などに来たときに手続きをしやす

くする施策



## だい じょう い し けっていしょん と く 第10条 意思決定支援に取り組むこと

- (1) 「障害福祉サービス提供事業者」は、「意思決定支援」をするよう努力しなければいけません。
- (2) 神奈川県は、「意思決定支援」を進めるための情報を伝えます。どこに相談すればよいのか、どんなサポートをしてもらえるかなどを、アドバイスする仕組みをつくります。
- (3) 神奈川県は、「障害福祉サービス提供事業者」に「意思決定支援」の研修を行います。



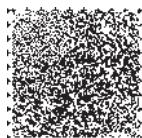
だい じょう しょうがい ひと けんり まも  
**第11条 障害のある人の権利を守ること**

(1) 障害のある人に関わる人は、障害のある人が障害者支援施設やヘルパーやデイサービスなどの福祉サービスを利用するときには、本人の気持ちを大事にしなければいけません。

(2) 障害のある人に関わる人は、障害のある人が「意思決定支援」を望んだときには、本人の気持ちを大事にして、「意思決定支援」ができるように努力しなければいけません。

だい じょう しょうがい りゅう さべつ ぎやくたい  
**第12条 障害を理由とする差別、虐待  
などの禁止**

すべての人は、障害のある人に対して、障害を理由とする差別、虐待をしてはいけません。また、障害のある人の大切にしている考え方を傷つけてはいけません。

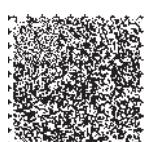


だい じょう しょうがい りゆう さべつ  
第13条 障害を理由とする差別についての  
そうだん あどばいす  
相談やアドバイス

(1) 神奈川県は、障害を理由とする差別についてのトラブルが起きないようになり、解決のために相談したりできる仕組みをつくります。

(2) 神奈川県は、障害を理由とする差別について相談を受けたときには、相談の内容にあわせて次のことをします。

- ・ 神奈川県は、相談に来た人に、アドバイスなどをします。
- ・ 神奈川県は、相談に来た人の関係者に、必要なときには、差別についての相談の内容を伝えます。
- ・ 神奈川県は、市町村に、必要なときには、差別についての相談の内容を伝えます。



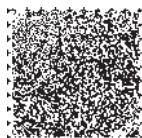
だい じょう しょうがい ひと せいかつ  
第14条 障害のある人の生活しづらいこと  
こま  
や困ったことをなくすこと

(1) 障害のある人から、生活しづらいことや困ったことがあると言  
われなくても、神奈川県は負担が大きすぎないときには、合理的  
な配慮をする努力をします。

ことば せつめい  
【言葉の説明】

ごうりてき はいりよ しょうがい ひと せいかつ こま  
合理的な配慮 … 障害のある人が生活しづらいことや困ったことがある  
ときに、周りの人が工夫をして、生活しやすくすることです。

(2) 障害のある人から、生活しづらいことや困ったことがあると言  
われなくても、事業者は負担が大きすぎないときは、合理的な  
はいりよ どりょく  
配慮をする努力をしなければいけません。



## だい じょう ぎやくたい お 第15条 虐待が起きないようにすること

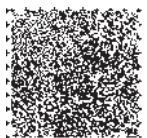
(1) 神奈川県は、市町村や障害のある人に関する団体と協力して、障害のある人への虐待が起きないようにするために、「障害福祉サービス提供事業者」に研修を行います。

(2) 「障害福祉サービス提供事業者」は、障害のある人への虐待が起きないようにするために、働いている人に研修などをする努力をしなければいけません。

## だい じょう ぎやくたい はや み 第16条 虐待を早く見つけること

(1) 神奈川県は、市町村や障害のある人に関する団体と協力して、障害のある人への虐待を見つけたらすぐに連絡することや、連絡の方法を、県民などにお知らせします。

(2) 神奈川県は、市町村や障害のある人に関する団体と協力して、障害のある人への虐待を早く見つけて、早く対応するための仕組みをつくります。

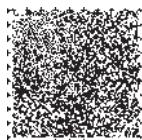


だい じょう しょうがい ひと かぞく  
第17条 障害のある人の家族などへの  
さ ぱ ー と  
サポート

かながわけん しょうがい ひと かぞく かんけいしゃ じょうほう つた  
神奈川県は、障害のある人の家族や関係者に、情報を伝えること  
あどばいす さ ぱ ー と ほんにん ささ せいかつ なか しんぱい  
やアドバイスなどのサポートをして、本人を支える生活の中での心配  
なことが少なくなるようにします。

だい じょう しょうがい ひと かんけい かいぎ  
第18条 障害のある人に関する会議に  
しょうがい ひと さんか すす  
障害のある人の参加を進めること

かながわけん しょうがい ひと せいかつ かんけい かながわけん かいぎ  
神奈川県は、障害のある人の生活に関する神奈川県の会議に、  
しょうがい ひと さんか すす  
障害のある人の参加を進めます。

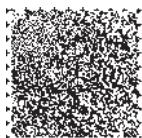


だい じょう ぴあさぽーと とうじしゃかつどう ほんにん  
第19条 ピアサポートや当事者活動・本人  
かつどう すす  
活動などを進めること

(1) 神奈川県は、ピアサポートや当事者活動・本人活動などの内容  
を、県民や事業者などによく知ってもらえるように努力します。

(2) 神奈川県は、ピアサポートや当事者活動・本人活動などをして  
いる人たちが、仲間同士で連絡を取りったり、やりとりしたり、一緒に  
活動ができるようにサポートする努力します。

(3) 神奈川県は、ピアサポートや当事者活動・本人活動などを広げ  
るために、日本や海外の活動の情報を集めて、分かりやすく伝え  
る努力します。

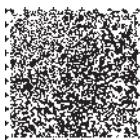


だい じょう しょうがい ひと しょうがい い  
第20条 障害のある人の生涯(生きている  
あいだ さ ぼーと し く  
間のこと)のサポートの仕組みをつくること

かながわけん しょうがい ひと ひつよう さ ぼーと しょうがい と ぎ  
神奈川県は、障害のある人が、必要なサポートを生涯途切ることなく受けことができる仕組みをつくる努力をします。

だい じょう こうれいしゃ こ ふくしきさく  
第21条 高齢者や子どもの福祉施策と  
きょうりょく と く 協力して取り組むこと

かながわけん こうれいしゃ こ ふくしきさく きょうりょく とうじしゃ  
神奈川県は、高齢者や子どもの福祉施策と協力して、「当事者  
めせん しょうがい ふくし すず  
目線の障害福祉」を進めます。

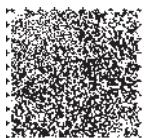


だい じょう しえん ほうほう じょうほう あつ しら  
第22条 支援の方法の情報を集めたり調べたりすること

かながわけん しょうがい ひと よ しえん にほん  
神奈川県は、障害のある人へのより良い支援をするために、日本  
かいがい よ しえん じょうほう あつ しら  
や海外の、より良い支援についての情報を集めたり、調べたりする  
どりょく  
努力をします。

だい じょう ちいきせいかつ しゃかいさんか すす  
第23条 地域生活や社会参加を進めるた  
ば せいび  
めの場を整備すること

かながわけん とうじしゃめせん しょうがいふくし すす  
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を進めるために、障害のあ  
ひと ちいきせいかつ さぼーと しょうがい ひと しゃかいさんか  
る人の地域生活をサポートすることや、障害のある人の社会参加を  
すす ば どりょく  
進めるための場をつくる努力をします。

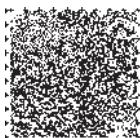


だい じょう 第24条 どこに住んでいても同じサービス  
す おな さ ー び す  
う を受けられるようにすること

かながわけん 神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」の施策を行うときに、  
しょうがい ひと す おな さ ー び す う 障害のある人がどこに住んでいても同じサービスを受けられるよう<sup>う</sup>  
どりょく に努力をします。

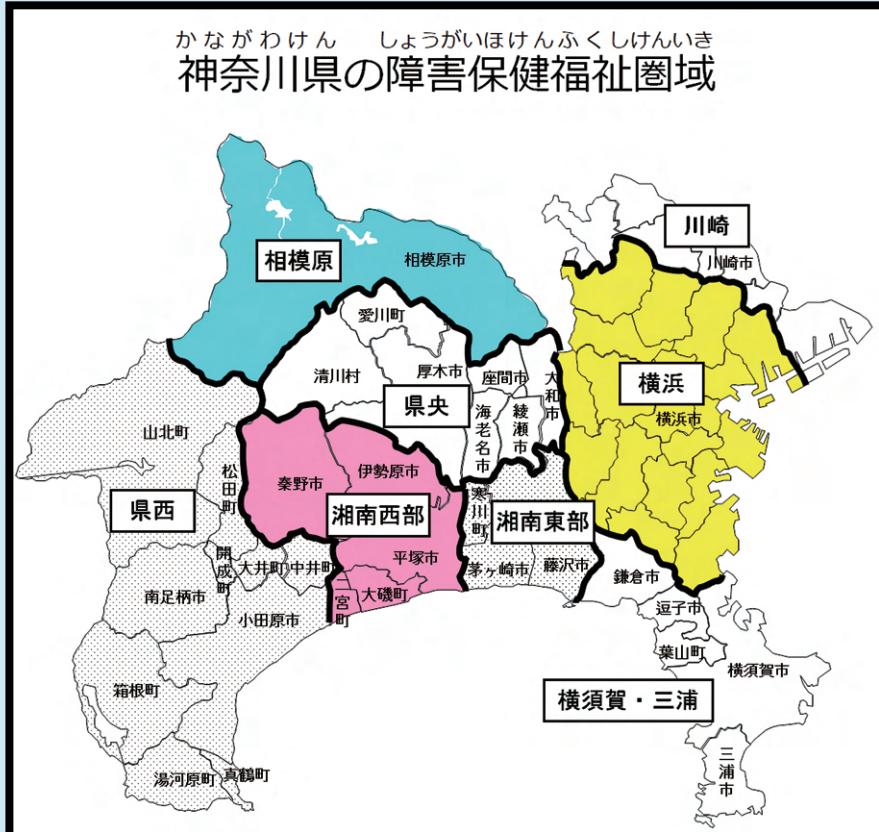
だい じょう 第25条 じりつしえんきょうぎかい かつどう  
じりつしえんきょうぎかい すす 進めること

(1) 神奈川県は、障害のある人の支援の仕組みをつくるために、  
しょうがいほけんふくしけんいき じりつしえんきょうぎかい ひら  
障害保健福祉圏域ごとに自立支援協議会を開きます。



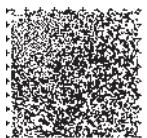
## 【言葉の説明】

障害保健福祉圏域 … 神奈川県内を8つの地域に分けた、障害のある人に必要なサービスを考えるためのグループです。



自立支援協議会 … 障害のある人の支援のために、みんなで話し合いをする会議のことです。

(2) 神奈川県は、障害のある人が生活している地域の状況に合わせた支援の仕組みをつくるために、市町村の自立支援協議会と協力します。



## だいじょう しょうがいふくしごとひと 第26条 障害福祉の仕事をする人を ふそだ 増やして、育てること

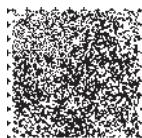
(1) 神奈川県は、障害福祉の仕事をする人を増やします。

よしえん じょうほう つた  
また、良い支援ができるようにするために、情報を伝えることや、  
けんしゅう  
研修などをします。

(2) 神奈川県は、障害福祉の仕事をする人が、仕事を長く続けら  
れるように、次のことをします。

- しょうがいふくしごとあどばいす  
・ 障害福祉の仕事についてのアドバイスをすること
- しょうがいふくしごとひとこころからだけんこう  
・ 障害福祉の仕事をする人が、心や身体が健康でいられる  
ようにすること
- しょうがいふくしごとひとはたらばしょしごと  
・ 障害福祉の仕事をする人が、働きやすい場所で仕事がで  
きるようにすること など

(3) 神奈川県は、障害福祉に関係する活動や仕事に県民などが  
かんしん も  
関心を持ってもらえるように、障害福祉の仕事について伝えたり、  
じっさい かつどう けんがくさんか  
実際の活動の見学や参加ができるようにします。



だい じょう し さく よ さん かね よう い  
**第27条 施策に予算(お金)を用意すること**

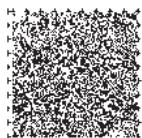
かながわけん とうじしゃめせん しょうがいふくし すす  
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を進めるために、必要な  
よさん かね よう い どりょく  
予算(お金)を用意する努力をします。

ほか き  
**その他の決まり**

(1) この条例は、令和5年4月1日から始まります。

(2) 神奈川県知事は、この条例が始まってから5年たったら、この  
条例で決まった取組みができているかどうかを確認します。

か 変えたほうがよいことや、新しく行ったほうがよいことについ  
て考えます。



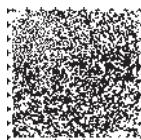
さんこうしりょう  
(参考資料)

しょうがいふくし さーびす ていきょうじぎょうしゃ  
【障害福祉サービス提供事業者について】

<b>サービス</b> サー ビ ス	<b>相談の</b> <small>そうだん</small> <b>相談支援</b> <small>そうだんしえん</small>	しょうがい ひとく かん そうだん う 障害のある人の暮らしに関して相談を受けて、 <small>いっしょ かんが さーびす</small> 一緒に考えるサービス
-----------------------------	--	--

<b>地域での生活で使えるサービス</b> <small>ちいき せいかつ つか さーびす</small>	<b>きよたくかいご 居宅介護</b> <small>じよたくかいご</small> ヘルパーが家に来て、食事やお風呂のサポートや <small>そうじ せんたく さーびす</small> 掫除や洗濯をするサービス
	<b>じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護</b> <small>じゅうどほうもんかいご</small> サポートがいつも必要な重い障害のある人に、 <small>しょくじ ふろ がいしゅつ さーびす</small> 食事やお風呂、外出などのサポートをするサービス
	<b>じりつせいかつえんじょ 自立生活援助</b> <small>じりつせいかつえんじょ</small> 地域で暮らす障害のある人の家に行って見守りするサービス
	<b>たんきにゅうしょ 短期入所</b> <small>たんきにゅうしょ</small> 障害のある人の家族が病気などになったときに、 <small>みじか にっすう にゅうしょしせつ さーびす</small> 短い日数を入所施設などでサポートするサービス

<b>外出(出かけるとき)に使えるサービス</b> <small>がいじゅつ で つか さーびす</small>	<b>どうこうえんご 同行援護</b> <small>どうこうえんご</small> 目が悪い障害のある人の外出をサポートする <small>さーびす</small>
	<b>こうどうえんご 行動援護</b> <small>こうどうえんご</small> 急に道へ飛び出すなどの危ないことがある障害の <small>ひと がいしゅつ さーびす</small> ある人の外出をサポートするサービス
	<b>いどうしえん 移動支援</b> <small>いどうしえん</small> ひとり がいしゅつ ふあん しょうがい ひと がいしゅつ 一人での外出が不安な障害のある人の外出を <small>さーびす</small> サポートするサービス



## 生活する場所についてのサービス

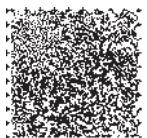
施設入所支援	入所施設で食事やお風呂などをサポートする
障害児入所支援	サービス
共同生活援助	グループホームで食事やお風呂などをサポートする
療養介護	病院で食事やお風呂などをサポートするサービス
福祉ホーム	安い金額で住む場所を用意して、暮らしの相談を受けるサービス

## 働くときに使えるサービス

自立訓練	自分ができることを増やすことができるよう
就労移行支援	会社で働き始める前に、働くことができるよう
就労定着支援	働き始めた後に、長く会社で働くことができるよ
就労継続支援	手助けを受けながら働くことができるよう

## サービスと時間のサポートの

生活介護	常に手助けが必要な障害のある人が昼間の時間を過ごせるようにサポートするサービス
地域活動支援センター	障害のある人が地域の人と一緒に活動したり、軽い作業をしたりすることをサポートするサービス
障害児通所支援	障害のある子どもが育つようにサポートする



# 一緒に考えたメンバー

「みんなで読める 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」と一緒に考えてつくったメンバーです。

こにし つとむ  
**小西 勉**

しもじょう あきこ  
**下条 章子**

ないとう のりよし  
**内藤 則義**

さるわたり たつき  
**猿渡 達明**

とみた たすく  
**富田 祐**

ならざき まゆみ  
**奈良崎 真弓**

またむら あおい  
**又村 あおい**

たかの はじめ  
**高野 元**

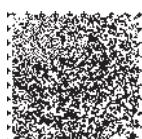
かながわけんとうじしゃめせん しょうがい  
神奈川県当事者目線の障害  
ふくしすいしんじょうれい い  
福祉推進条例～ともに生  
きる社会を目指して～の  
じょうれいほんぶん した にじげん  
条例本文は下の二次元  
こど ほ む ペ じ  
コードからホームページで見  
ることができます。



とうじしゃめせん しょう  
「当事者目線の障がい福祉  
じつげんせんげん した にじげん  
実現宣言」は下の二次元  
こど ほ む ペ じ  
コードからホームページで  
み 見ることができます。



い しゃかい  
「ともに生きる社会かなが  
けんしょう した にじげん  
わ 憲章」は下の二次元  
こど ほ む ペ じ  
コードからホームページで  
み 見ることができます。

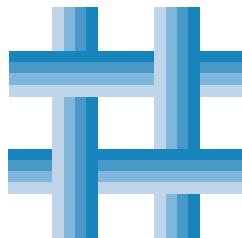






私たち一人ひとりの行動が、  
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県



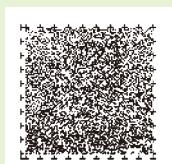
ともに生きる社会  
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

ともに生きる  
かながわ憲章



か　な　が　わ　け　ん　ふ　く　し　こ  
神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室  
231-8588 横浜市中区日本大通1 電話(045)285-0548(直通) FAX(045)210-8854



れいわ　ねん　がつ　はつこう  
令和5年3月発行